



2022年 7月18日  
第9号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実  
編集情宣担当  
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 小田原・伊豆統括センター 過半数代表者選

# 不正発覚も何事もなく再開する **暴挙**

7月11日から投票が予定されていた小田原・伊豆統括センターにおける過半数代表者選が「投票延期」になっていた件で、会社は14日、「業務上のメールにて、推薦文の作成及び推薦人の選定を一部の社員に指示するものと受け止められる内容が認められたことから、会社として、関係者への指導を実施」「この経緯を踏まえて、改めて、公平・公正に過半数代表者の選出手続きを進めることが可能と判断」とし、19日からの「投票再開」を掲示等で周知しました。



### 問題点① 会社設備(業務用メール)および勤務時間中の社友会活動!

発端となる「告発」にあった業務用メールには、**地区センター所長**から統括センター内の各現場長に対し、**社友会幹事に「推薦文の作成」と「推薦人の選定」を指示している事実**が記されています。また、この内容を6月17日15時から地区センターで行われる「**次のミーティングの議題にする**」とまで記されています。  
業務用メールで社友会の連絡を行い、地区センターで勤務時間中に社友会活動を行っていることは**就業規則違反**です!

差出人: ○○  
送信日: 2022年6月14日火曜日  
宛先: ●●、▲▲、■、◎◎、△△、□□、▼▼、◆◆  
件名: (6/17) 次回の MT に先立ちましてのお願い  
(選挙関係)

・各箇所の社友会幹事に推薦文作成のお願いをします。  
各箇所の社友会幹事(副長)でも OK ですが、  
全社員に通じる社員(主務・主任)を選定いただけると良いかと思います。

次回 MT は、6/17(金)15時～ 地区セ1階会議室で行います。  
議題は、上記の他、……等です。

××地区センター○○

### 問題点② 「推薦文の作成」「推薦人の選定」の指示は、一般社員ではなく「管理監督者」である! 「投票延期」も特定の候補者に配慮で「使用者の意向」だ!

「推薦文の作成」と「推薦人の選定」を指示したのは**地区センター所長**であり、その指示に基づき社友会幹事に指示したのは**各現場長**です。いずれも労働基準法上「管理監督者」にあたり、過半数代表者選には立候補できない立場、つまり**法規上「使用者」**です。

一方の候補者の「推薦文の作成」と「推薦人の選定」を、使用者たる現場長が指示をして「候補者とは無関係」という理屈は通りません。

そして何より、「公平性の確認」のために投票が延期されたことは、**特定の候補者への配慮**です。

この2つの事実から、明らかに「使用者の意向」が入っていると言わざるを得ません。**労働基準法施行規則第6条の2、第1項違反**です!

### 問題点③ 一方の候補者の推薦に不正があったのだから「連座制」で立候補を取り下げるべき!!

「連座制」とは、「候補者の関係者が選挙違反をしたことで、選挙違反に直接関係していない候補者についても責任を負うこと」です。

公職選挙では当然ですが、過半数代表者の選出であっても、不正があったのなら「連座制」を適用するのが**常識**ではないでしょうか?

何事もなくしれっと「投票再開」すること自体、**厚顔無恥の暴挙**としか言いようがありません!

### この間の経過

6月下旬 <b>不正があると横浜地本に告発</b>	7月 8日 候補者2名の「推薦文」掲出
7月 1日 過半数代表者選の周知	7月 9日 「投票延期」の会社掲示
※Aさん、Bさんの2名が立候補	※候補者Bさんの「推薦文」撤去
7月 6日 告発内容の情報化 (第225号)	7月14日 「投票再開」の会社掲示



# 会社は、不正があったなら正しい報告と謝罪、公正な取り扱いをすべきだ!

※図は「緑の風 NEWS」No.10より